|  |
| --- |
| 建設業における不良・不適格業者の排除について**資料３－６** |

**１　主　　旨**

**○　建設業における、不良・不適格業者の排除を図るため、取組みを強化し、来年度から、全ての許可業者を対象に、**

**順次、「犯罪履歴調査」を実施し、一定の刑罰を受け欠格要件に該当している場合、許可の取消し等の処分を行います。**

**２　概　　要**

欠格要件の概要（犯罪履歴関係）

○　次の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受ける

ことがなくなった日から5年を経過しない者は欠格要件に該当

します。

(１)　違反の種類に関わらず、禁錮以上の刑

（執行猶予の場合は、執行猶予期間中のみ欠格要件に該当します。）

(２)　一部の罰金刑

（例）

①　「建設業法」の規定に違反した罰金

②　「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の

規定に違反した罰金

③　「刑法」の傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合、脅迫、

背任の罪による罰金

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　など

**◆　背　　景**

　　○　平成２６年６月の建設業法改正で、暴力団排除規定が強化されるなど、

近年、不良・不適格業者の排除が強く求められているため、昨年度から、

新規許可申請業者を中心に犯罪履歴調査を実施してきました。

　　○　その結果、相当数の欠格要件に該当する犯罪履歴が判明しました。

|  |
| --- |
| **■　これまでの調査実績（Ｈ２５.５～Ｈ２６.１２）**　　・照会業者数　　　　　　３，４８４業者　　　　　　・欠格要件該当業者数　　　　　１６業者（０．５％） |

**◆　来年度から実施する調査**

○　調査対象を全ての許可業者に拡大します。

|  |
| --- |
| **■　調査時期（Ｈ２７～Ｈ３１年度の５年間）**　　・既存許可業者　⇒　５年間で実施（新規申請業者は、引き続き、申請の都度実施。）**■　既存許可業者数**　　・約３５，０００業者 |

**◆　行政処分**

○　欠格要件に該当した場合、許可を申請した業者は許可を受けることが

できず、既に許可を得ている業者は許可を取り消されます。